

～ 20 歳になったら国民年金～

20 歳以上 60 歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方等（国民年金第 1 号被保険者）は、国民年金に加入することが義務づけられています。国民年金（公的年金制度）は、老後や障がいを負ったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

20 歳になった方には、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」や納付書等により、国民年金に加入したことをお知らせします。（厚生年金保険に加入している方を除きます）

なお、20 歳になってから 2 週間程度経過しても「国民年金加入のお知らせ」が届かない場合は、国民年金の加入手続きが必要なため、住民票の住所地の国民年金担当窓口までご相談ください。

※厚生年金保険に加入中の配偶者に扶養されている方は、配偶者の勤務先にご確認ください。

Q. 毎月の保険料はいくら？

A. 月額 16,980 円（令和 6 年度）です。

保険料をまとめて前払い（前納）すると割引が適用される「前納割引制度」があります。

Q. 毎月 16,980 円は払えない。どうすればいいの？

A. 国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請により保険料の納付が猶予または免除される制度があります。

【学生納付特例制度】学生の方が対象です。申請には、学生証のコピーまたは在学証明書が必要です。

【納付猶予制度】学生でない 50 歳未満の方で、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

【全額免除・一部免除】所得などの条件により保険料の納付が免除される制度です。

Q. どんなときに年金が受取れるの？

A. 国民年金には、年をとったときに受取れる【老齢年金】のほか、病気や事故で障がいが残ったときに【障害年金】が受取れます。また【遺族年金】は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受取れます。

※手続きをしないと上記の年金を受取れなくなる場合があります。

《 浜田年金事務所 出張年金相談 》

相談日 1月14日(火)・28日(火)

相談場所 市立市民学習センター 104 研修室

相談時間 10:00 ～ 15:30

☆要予約 相談日の 1 カ月前から受付

※定員に達した時点で受付は終了します。

予約の際は、お手元に基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

《 浜田年金事務所 手話による年金相談 》

相談日 1月23日(木)

相談場所 浜田年金事務所

相談時間 13:00 ～ 16:00

☆要予約 1月15日(火)までに予約

予約方法 電話または FAX ※代理可
(記載事項：住所、氏名、FAX 番号、相談内容、相談希望時間)



〔年金相談の予約・問い合わせ先〕 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 FAX 0855-23-0442

※年金相談には、基礎年金番号がわかる書類（基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書または年金額改定通知書などに記載されています）、マイナンバー（個人番号）がわかるもの、本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）などをお持ちください。代理の方の場合は、委任状と代理の方の本人確認ができる身分証明書が必要です。

※浜田年金事務所でご相談される場合も、電話での予約が必要です。

「MASUDA no Hito (ひとが育つまち益田)」ホームページをご存じですか？

「MASUDA no Hito (ひとが育つまち益田)」ホームページ（通称「ますだのひと」）では、暮らし・仕事・地域の取組を、それらに関わる人の「想い」と共に紹介しています。ぜひご覧ください。

土木の魅力中学生へ ～地域のミライのために～ 益田翔陽高校



地域の農村を守るため、高校生が農業土木の魅力中学生に伝える「ミライの担い手づくり」活動。中学生たちはどんなミライを思い描いたかな・・・。

#高校生 #未来 #農村

MASUDA
no
Hito

記事紹介 Vol.17



掲載記事はこちら！

【問い合わせ先】市連携のまちづくり推進課 ☎ 31-0600